



つなぐちゃんベクトル

社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会社内誌 臨時増刊 309号 2011.3.24 発行 社会政策研究所

=====

社会福祉法人 全日本手をつなぐ育成会・財団法人 日本知的障害者福祉協会・障害のある人と援助者でつくる日本グループホーム学会・特定非営利活動法人 全国地域生活支援ネットワーク・一般社団法人 日本発達障害ネットワーク・社団法人 日本発達障害福祉連盟の6団体で厚生労働省に緊急要望を行い、その回答を得ていますのでお知らせします。【kobi】

東北地方太平洋沖地震被害への対応に関する緊急要望書

厚生労働省社会援護局障害保健福祉部
障害福祉課長 土生 栄二 様

日頃より、知的障害並びに発達障害のある人たちに対して、ご理解とご支援を賜り感謝申し上げます。

今般の東北地方太平洋沖地震で犠牲になられ、また、被害に遭われた多くの方々には、心からお悔やみ申し上げますとともに、お見舞いを申し上げます次第です。また、この間、貴省におかれましても、困難な状況の中で懸命にご対応いただいていることに厚く御礼申し上げます。

しかしながら、今般の震災は我が国においてもまれにみるものであり、被害範囲が広く、被災者も多く、さらに、福島原発の被害により多くの避難者が生まれている実態があります。

このことにより、行政の対応や手続きなどを待つ時間的な余裕がなく、各地で民間ルート等を通じた自主的な避難が行われ、既存の福祉施設等での対応が難しいことから、民間アパート等を緊急に借り上げる事例も発生するなどの現状があります。

ついては、次の事項について、速やかな対応を図っていただけますよう、特段のご配慮をお願い申し上げます。

1. 民間ルートにより遠方避難した障害のある人についても、「障企発第 0311 第 1 号」通知の対象となるようにしてください。
2. 県境をまたぐような遠方避難の障害のある人であっても、「障企発第 0311 第 1 号」通知の対象となるようにしてください。
3. グループホーム、ケアホーム入居者についても、「障企発第 0311 第 1 号」通知における「施設入所者」と同様の取扱いとなるようにしてください。
4. 被災前に福祉サービスを利用していなかった方についても、避難先で必要と認められ

る場合には、グループホーム、ケアホーム、施設入所支援や日中活動支援等様々な福祉サービスの支給決定を受けられるようにしてください。

5. 被災地から障害のある人とともに支援者も避難してきた場合、平成 23 年 3 月 18 日発出の「東北地方太平洋沖地震」の発生に伴う介護職員等の派遣要望について」に該当する介護職員等の位置づけとなるようにしてください。
6. 受け入れ先において既存の福祉施設等が物理的に活用困難で、民間アパート等を緊急に借り上げた場合でも、暫定的にグループホーム、ケアホームとして事業所指定が受けられるようにしてください。これが困難な場合は、少なくとも「障企発第 0311 第 1 号」通知における災害救助法の「福祉避難所」としての指定が確実に受けられるようにしてください。
7. 緊急に借り上げた民間アパート等を、「福祉避難所」として位置付けられた場合には、災害救助法の支弁対象となる範囲を柔軟に適用するようにしてください。（例えば、災害救助法上では「生活上の相談等に応じる職員」として 10：1 の配置で人件費を支弁することとなっていますが、障害のある人への介助にはそれ以上の支援者が必要です。また、民間アパート等を緊急に借り上げるような場合には、家賃負担が重くなりますので、この部分への財政支援も必要です。）
8. 福祉避難所に配置する支援員についても、平成 23 年 3 月 18 日発出の「東北地方太平洋沖地震」の発生に伴う介護職員等の派遣要望について」に該当する介護職員等の位置づけとし、障害のある人とともに避難してきた支援者を充てることができるようにしてください。
9. 既に多くの方が自主的に遠方避難していることから、行政で把握していない避難者の中に障害のある人が含まれていることが予想されるため、避難者受け入れ自治体及び相談支援事業所に対し、受け入れ施設へ相談支援員を派遣し、福祉サービスのニーズ把握を行う指示をしていただくようにしてください。
10. 被災地において福祉サービスを提供していた事業所が、速やかに復旧し、地域の障害者が利用できるよう財政的措置を含めた支援をしてください。

平成 23 年 3 月 22 日

社会福祉法人 全日本手をつなぐ育成会	理事長	副島宏克
財団法人 日本知的障害者福祉協会	会長	中原 強
障害のある人と援助者でつくる日本グループホーム学会	代表	山田 優
特定非営利活動法人 全国地域生活支援ネットワーク	代表	田中正博
一般社団法人 日本発達障害ネットワーク	代表	市川宏伸
社団法人 日本発達障害福祉連盟	会長	金子 健

【要望の背景】

平成23年(2011年)3月11日(金)に発生した東日本大震災により、多くの方が被災されました。特に津波被害が大きかった地域では、仮設住宅の建設も間々ならない状況です。

また、直接の被災は軽微であっても、福島原発からの放射能漏れ事故による健康不安も高まっています。そのため、現在被災地から県境をまたいで避難する方がいらっしゃいます。当然、その中には障がいのある人も含まれます。

しかし、障がいのある人が県境をまたいで避難する場合、自立支援法における福祉サービスの取扱いなど、単に避難するよりも整理すべき案件が多く、厚労省からも別添【1】、【2】のような通知が発出されているものの、たとえば【1】では通知上、施設入所者と在宅生活者という区分のみとなっており、グループホーム入居者の取扱いや、県境をまたいだ避難についての取扱いが不明確である・などの課題が明確化してきました。

そこで、特に知的障がい・発達障がい関係団体が合同で、別添「東北地方太平洋沖地震被害への対応に関する緊急要望書」を作成し、3月22日(火)に厚生労働省に対して要望するとともに、一定の回答を得ることができました。

【要望書の内容と厚労省の回答】

要望書の内容とそのねらい、厚労省からの回答を一覧表でまとめました。次ページ以降を参照してください。

要望書の内容とねらい、厚労省からの回答(その1)

番号	要望書の内容	ねらい	厚労省の回答
1	民間ルートにより遠方避難した障害のある人についても、「障企発第0311第1号」通知【1】の対象となるようにしてください。	これまでの災害では、行政の主導により同一都道府県内へ避難するケースが多かったが、今回は民間ルートで県外避難する人が多いため、そのような場合でも災害救助法や国通知の支援対象としていただく	民間ルートで避難した障害者であっても、避難先が「福祉避難所」の認定を受けることで、災害救助法の対象となる。その際、居住地自治体と避難先自治体の双方に報告を行うと、後追いで支弁を受ける時にスムーズになる。
2	県境をまたぐような遠方避難の障害のある人であっても、「障企発第0311第1号」通知の対象となるようにしてください。		越県の場合でも、対象となる。
3	グループホーム、ケアホーム入居者についても、「障企発第0311第1号」通知【1】における「施設入所者」と同様の取扱いとなるようにしてください。	「障企発第0311第1号」通知では、施設入所者と在宅者の区分のみであるように思われるので、GH・CH入居者についても「施設入所者」と同様の取扱いとしていただく()	日中活動や在宅の場合のサービスについても、従前の支給決定の内容は、原則として8月31日までは延長して継続する。

施設入所者と同様の扱いとなることで、「支給決定の持ち越し」「定員超過の減算なし」

「他地域からの応援職員派遣経費の支弁」など、事業の継続実施に資する取扱いを受けることができるようになります。

要望書の内容とねらい、厚労省からの回答（その2）

番号	要望書の内容	ねらい	厚労省の回答
4	被災前に福祉サービスを利用していなかった方についても、避難先で必要と認められる場合には、グループホーム、ケアホーム、施設入所支援や日中活動支援等様々な福祉サービスの支給決定を受けられるようにしてください。	避難先という特別な環境において、日中活動の支援や外出の付き添いなど、それまで必要でなかった支援サービスが必要になることも考えられるため、新規の支給決定ができるようにしていただく	従前の支給決定の内容は、原則として8月31日までには延長して継続する。被災後に生じた新しいニーズについては、避難前の自治体で手続きを行うか、住民票を移動する必要がある。（ ）
5	被災地から障害のある人とともに支援者も避難してきた場合、平成23年3月18日発出の「東北地方太平洋沖地震」の発生に伴う介護職員等の派遣要望について【10】に該当する介護職員等の位置づけとなるようにしてください。	「東北地方太平洋沖地震」の発生に伴う介護職員等の派遣要望について【10】では被災した各県における派遣要望を照会していますが、避難受入れした場合には受入れ先でも支援者が不足することが予想されることから、被災地から障害のある人とともに県境を越えて避難してきた支援者についても、【10】の対象としていただく	同行して避難してきた施設職員等は、支援の実態があれば自立支援法のサービスとして位置づける。災害救助法で位置づけられた支援者（10:1）に加え、自立支援法で支援者を配置することは可能。（避難所の支援者 災救法で支弁/同行の職員 自立支援法で支弁）なお、自立支援法で配置する職員については、一緒に避難してきた人でなく、避難先で手配した人でも可能。

厚労省の見解では、新規のサービス利用のためには避難前の自治体における支給決定が必要とのことですが、実際には被災地は行政が機能不全に近くっており、現実的には避難先の判断を避難元が追認する方式が適当かと思われます。ただし、被災地につき財政状況がひっ迫することは確実なため、国庫負担水準を引き上げるなどの支援が必要になると考えられます。

要望書の内容とねらい、厚労省からの回答（その3）

番号	要望書の内容	ねらい	厚労省の回答
6	受け入れ先において既存の福祉施設等が物理的に活用困難で、民間アパート等を緊急に借り上げた場合でも、暫定的にグループホーム、ケアホームとして事業所指定が受けられるようにしてください。これが困難な場合は、少なくとも「障	避難の受入れについて、既存の福祉施設等では限界があることから、民間アパート等を緊急に借り上げることも想定される。そこで、そのようなケースでもGHやCHに指定できるようにするか、少なくとも災害救助法の「福祉避難所」とし	避難先がGH・CHの基準を満たせば指定は受けられるが、それは実態として多くはないのではないかと。「福祉避難所」の指定を積極的に行い、ここに自立支援法で在宅サービスを提供していく方法のほうが現実的ではないかと。

	企発第 0311 第 1 号」通知における災害救助法の「福祉避難所」としての指定が確実に受けられるようにしてください。	ての指定が確実に受けられるようにしていただく。	
--	---	-------------------------	--

要望書の内容とねらい、厚労省からの回答（その 4）

番号	要望書の内容	ねらい	厚労省の回答
7	緊急に借り上げた民間アパート等を、「福祉避難所」として位置付けられた場合には、災害救助法の支弁対象となる範囲を柔軟に適用するようにしてください。（例えば、災害救助法上では「生活上の相談等に応じる職員」として 10：1 の配置で人件費を支弁することとなっていますが、障害のある人への介助にはそれ以上の支援者が必要です。また、民間アパート等を緊急に借り上げるような場合には、家賃負担が重くなりますので、この部分への財政支援も必要です。）	民間アパートの借り上げなどにより「福祉避難所」を開設し、指定された場合、災害救助法上の支弁対象にはなるものの対象範囲が限定的なため、これを柔軟に拡大運用していただく	家賃負担の補助については、過去の災害を例に下記の金額が参考 旅館・ホテルなどを借り上げた場合 中越地震の場合 5,000 円 / 1 人 1 日（食費込） 民間住宅の借り上げ 岩手・宮城内陸地震の場合 月 6 万円 / 1 戸 実際の支給額については事後に計算して確定し、遡及して支弁。

要望書の内容とねらい、厚労省からの回答（その 5）

番号	要望書の内容	ねらい	厚労省の回答
8	福祉避難所に配置する支援員についても、平成 23 年 3 月 18 日発出の「東北地方太平洋沖地震」の発生に伴う介護職員等の派遣要望について【10】に該当する介護職員等の位置づけとし、障害のある人とともに避難してきた支援者を充てることできるようにしてください。	たとえば、自立支援法の支援サービス支給決定を受けていない人が避難してきた場合、受入れ先は「福祉避難所」へ限定されることから、福祉施設だけでなく、福祉避難所についても、被災地から障害のある人とともに県境を越えて避難してきた支援者を【10】の対象としていただく	同行して避難してきた施設職員等は、支援の実態があれば自立支援法のサービスとして位置づける。災害救助法で位置づけられた支援者（10:1）に加え、自立支援法で支援者を配置することは可能。（避難所の支援者 災救法で支弁 / 同行の職員 自立支援法で支弁）なお、自立支援法で配置する職員については、一緒に避難してきた人でなく、避難先で手配した人でも可能。
9	既に多くの方が自主的に遠方避難していることから、	今回の避難については、障がいのある人に特化した避	受入れ先の相談支援事業所が対応することを期待す

	<p>行政で把握していない避難者の中に障害のある人が含まれていることが予想されるため、避難者受け入れ自治体及び相談支援事業所に対し、受け入れ施設へ相談支援員を派遣し、福祉サービスのニーズ把握を行う指示をしていただくようしてください。</p>	<p>難だけでなく、一般的に避難してきた方の中に障がいのある人が含まれる可能性もあることから、一般的な避難を受け入れた施設に対しても、福祉ニーズ把握のため、相談支援専門員等の派遣をしていただく</p>	<p>る。</p>
--	--	--	-----------

要望書の内容とねらい、厚労省からの回答（その6）

番号	要望書の内容	ねらい	厚労省の回答
10	<p>被災地において福祉サービスを提供していた事業所が、速やかに復旧し、地域の障害者が利用できるよう財政的措置を含めた支援をしてください。</p>	<p>被災地においては、支援事業所等が甚大な被害を被っていることから、復旧のための財源措置を確実にしていただく（なお、貸付については先行して3月15日付けの通知【4】で福祉医療機構の貸付がアナウンスされている）</p>	<p>財政措置は、補正予算を組んだ後に本格化するだろう。</p>

文責：

（福）全日本手をつなぐ育成会機関誌「手をつなぐ」編集委員

（社）日本発達障害福祉連盟「発達障害白書」編集委員

又村 あおい

速報性を重視して取りまとめたため、内容的に不十分な点もあろうかと思いますが、なにとぞご容赦ください

たまには太陽の子・手をつなぐ、たまにはつなぐちゃんベクトル、たまにブログたまにはチェック



大阪市天王寺区生玉前町 5-33 社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会 社会政策研究所発行